

「令和8年度高校生問題行動等防止推進事業」委託業務 企画提案募集要領

1 業務の概要

- (1) 事業名： 高校生問題行動等防止推進事業～沖縄県高校生「ちゅらマナーアップ」運動～
- (2) 事業期間： 契約締結の日から令和9年2月28日まで
- (3) 内容： 事業目的等の詳細は「高校生問題行動等防止推進事業」に係る企画提案仕様書のとおり。
- (4) 委託料上限額： 委託料金3,867千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。

2 主催および連絡先

- (1) 主催： 沖縄県教育庁県立学校教育課
- (2) 連絡先： 沖縄県教育庁県立学校教育課 担当：与志平 昂
〒900-8571 沖縄県那覇市寄宮 1-2-16
TEL：098-866-2715 FAX：098-866-2718
E-mail：yoshihrk@pref.okinawa.lg.jp

※連絡の際の件名は、「令和8年度高校生問題行動等防止推進事業（企画提案）」とすること。

3 応募資格

本事業は、沖縄県が企業、NPO等の単独法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という）に委託して実施する。

委託に当たって企画提案を募集するが、これに参加できる者は、次の（１）～（８）の要件をすべて満たす単独法人またはコンソーシアムとする。

なお、要件（６）については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。

- (1) 過去5年間に、類似事業の活動実績を有すること。
- (2) 県内に事業所を有し、県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (4) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第7条第2項（昭和47年7月20日告示第69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと。

(8) 契約書（案）第10条に定める領収書等（単価の根拠となる資料を含む）を提出することができること。

4 応募手続等

(1) 企画提案応募要領等の配布

ア 配布方法：沖縄県教育委員会ホームページに掲載

イ 掲載期間：公告の日～令和8年5月14日（木）

(2) 企画提案に係る説明会の開催

ア 日 時 令和8年5月15日（金）9：00～10：00

イ 場 所 県教育庁1階会議室（那覇市寄宮1-2-16）

ウ 留意事項 説明会に参加を希望するものは、令和8年5月14日（木）12：00までにEメール

（前記2（2）担当アドレスあて）にて説明会参加申込書【様式1】により申し込みを行うこと。説明会参加人数は1団体につき2人までとする。ただし、希望する団体が多数の場合または新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、1人に制限する場合がある。

※応募についての質問は、予め担当者宛に電子メール等で送付すること。（任意様式）

※回答は、説明会にて参加者全員に対して行うこととする。

(3) 企画審査会参加届けの提出

ア 提出書類

本業務の企画提案に参加できるのは、（2）の説明会に参加を申し込んだ者で、事前に企画提案応募申請書を提出したものに限り、参加希望者は、企画提案応募申請書【様式2】、排除対象者でない旨の誓約

書【様式4】を提出すること。なおコンソーシアムによる企画提案の場合は、コンソーシアム協定書【様式3】の写しを合わせて提出すること。

イ 提出方法

持参又は郵送により前記2（2）の担当課に提出すること。ただし、郵送する場合は、封筒に「企画提案応募申請書」在中の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方式により、期限までに到達するように送付すること。

ウ 提出期限

令和8年5月19日（火）12:00

なお、企画審査への参加資格決定の可否並びに企画提案プレゼンテーション日程については、5月26日（火）17:00までに「企画提案応募申請書」記載の担当者あてにEメールにて連絡する。

（4）企画提案書等の提出

ア 提出期限： 令和8年6月1日（月）12:00

イ 提出方法： 前記2（2）に定める連絡先あて持参又は郵送により提出すること。但し、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着すること。

ウ 提出書類： 4（5）に定める書類のうち、【様式5】～【様式7】

エ 提出部数： 9部

（5）提出書類等

① 説明会参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式1】

② 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】

③ コンソーシアム協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式3】

④ 排除対象者でない旨の誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】

⑤ 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式5】

※A4版縦置き横書きを基本とする。必要に応じA4版横置き縦書きも可とする。

⑥ 団体等概要表（組織図、業務内容、資格、実績等）・・・・・・・・・・ 【様式6】任意様式

⑦ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式7】任意様式

5 企画提案の審査に関する事項

（1）選定方法

ア 企画提案書及び関係書類を提出後、当該企画案内容について、沖縄県教育委員会に設置する企画審査委員会において優先交渉権者を決定し、その結果を応募者へ通知する。

イ 応募者が5者以上ある場合は、県立学校教育課にて第1次審査（書類審査）を行い、上位4者以内に選定し、その上位4者について、審査会にて審査することとする。なお、必要があると認められる場合にはヒアリング等を行う。

ウ 企画提案プレゼンテーション

日 時 令和8年6月9日（火） 14：00～16：00

場 所 県教育庁1階会議室（那覇市寄宮1-2-16）

(2) 主な審査項目

企画提案の審査は、企画提案選定要領に基づく評価により行う。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての提案者に文書により通知する。

6 その他

- (1) 提出書類等の作成及び上記5（1）のヒアリングおよび企画提案プレゼンテーションへの出席等に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (3) 企画提案の採否についての異議申し立て等は受け付けない。
- (4) 企画提案仕様書において示した事業内容以外に、必要と考えられる事項がある場合は、企画提案書において提案すること。
- (5) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。
- (6) 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結以前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 本要領に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。

以上